

鳥取県告示第588号

平成21年鳥取県告示第264号（国土調査法による事業計画の決定について）により告示した平成21年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成21年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
倉吉市	変更前	倉吉市関金町明高、関金町小泉、関金町米富、鴨川町、福守町、西倉吉町、丸山町、余戸谷町、河原町及び鍛冶町の各一部	平成22年3月31日まで
	変更後	倉吉市関金町明高、関金町小泉、関金町米富、関金町野添、鴨川町、福守町、西倉吉町、丸山町、余戸谷町、河原町及び鍛冶町の各一部	〃
三朝町	変更前	東伯郡三朝町大字大瀬、大字東小鹿、大字三徳、大字小河内、大字西小鹿及び大字西尾の各一部	〃
	変更後	東伯郡三朝町大字大瀬、大字東小鹿、大字三徳、大字小河内、大字西小鹿、大字西尾、大字柿谷及び大字大谷の各一部	〃